

逗子市まちづくり条例施行規則(平成14年逗子市規則第34号)新旧対照表 (抜粋)

現行	改正後 (案)	備考
<p style="text-align: center;">逗子市まちづくり条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年 6 月26日 逗子市規則第34号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)</p> <p>第 2 章 計画的なまちづくりの推進(第 6 条～第 8 条)</p> <p>第 3 章 市民によるまちづくりの推進(第 9 条～第18 条)</p> <p>第 4 章 開発事業の手続等</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 開発事業の手続(第18条の 2～第29条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 公聴会(第30条～第38条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 開発事業の基準等(第39条～第44条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 節 土地取引行為の届出(第44条の 2)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 5 節 小規模開発事業の手続(第45条)</p> <p>第 5 章 紛争調整</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 紛争調整の手続(第46条～第56条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 逗子市開発事業紛争調停委員会(第57条～第 59条)</p>	<p style="text-align: center;">逗子市まちづくり条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年 6 月26日 逗子市規則第34号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)</p> <p>第 2 章 計画的なまちづくりの推進(第 6 条～第 8 条)</p> <p>第 3 章 市民によるまちづくりの推進(第 9 条～第18 条)</p> <p>第 4 章 開発事業の手続等</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 開発事業の手続(第18条の 2～第29条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 公聴会(第30条～第38条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 開発事業の基準等(第39条～第44条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 節 土地取引行為の届出(第44条の 2)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 5 節 小規模開発事業の手続(第45条)</p> <p>第 5 章 紛争調整</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 紛争調整の手続(第46条～第56条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 逗子市開発事業紛争調停委員会(第57条～第 59条)</p>	

第6章 雑則

第1節 逗子市まちづくり審議会(第60条～第62条の2)

第2節 その他(第63条～第65条)

附則

第2章 計画的なまちづくりの推進

(まちづくり全体の構想)

第6条 条例第7条第3項のまちづくり全体の構想は、おむね次のとおりとする。

- (1) 将来の都市構造に関する事項
- (2) 土地利用に関する事項
- (3) 交通体系に関する事項
- (4) 都市環境に関する事項
- (5) 都市施設に関する事項
- (6) 福祉のまちづくりに関する事項
- (7) 防災のまちづくりに関する事項
- (8) その他基本原則に基づいたまちづくりの推進に必要な事項

(縦覧に係る告示事項等)

第7条 条例第7条第5項の規定によりまちづくり基本計画の案を縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

第6章 雑則

第1節 逗子市まちづくり審議会(第60条～第62条の2)

第2節 その他(第63条～第65条)

附則

第2章 計画的なまちづくりの推進

第6条 削除

(縦覧に係る告示事項等)

第7条 条例第8条第3項の規定により _____ 縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

条例第7条(まちづくり基本計画)の削除に伴い、削除するもの

条例第7条(まちづくり基本計画)の削除に伴い、整理するもの

<p>(1) 縦覧の場所</p> <p>(2) 縦覧の期間</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>2 前項の縦覧期間の日数には、逗子市の休日を定める条例(平成元年逗子市条例第21号)第1条第1項に規定する休日を算入しない。</p> <p>3 前2項の規定は、条例第7条第7項、条例第8条第3項、条例第17条第1号、条例第22条の2第4項、条例第23条第2項及び条例第35条第1項の縦覧について準用する。</p> <p>第3章 市民によるまちづくりの推進 (地区まちづくり協議会等への支援)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は_____、条例第17条第1号、条例第22条の2第4項、条例第23条第2項及び条例第35条第1項の縦覧について準用する。</p> <p>第3章 市民によるまちづくりの推進 (まちづくり協議会等への支援)</p>	<p>条例第7条(まちづくり基本計画)の削除に伴い、整理するもの</p>
<p>第9条 条例第10条第1項に規定する地区まちづくり協議会への支援は、次のうち市長が必要があると認めたものとする。</p> <p>(1) 運営及び活動に要する経費の助成</p> <p>(2) まちづくりに関する情報の提供</p> <p>(3) まちづくりに関する学習の支援</p> <p>(4) まちづくりに関する専門家の派遣</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めた支援</p> <p>2 条例第10条第2項に規定する地区まちづくり協議会</p>	<p>第9条 条例第10条第1項に規定するまちづくり協議会への支援は、次のうち市長が必要があると認めたものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>2 条例第10条第2項に規定するまちづくり協議会</p>	<p>協議会の名称変更</p> <p>協議会の名称変更</p>

法によるものとする。

(地区まちづくり計画の提案)

第12条の2 条例第11条第1項の規定による地区まちづくり計画の提案は、地区まちづくり計画提案書(第1号様式の2)により行うものとする。

(テーマ型まちづくり協議会等への支援)

第15条 条例第15条第1項に規定するテーマ型まちづくり協議会への支援は、次のうち市長が必要があると認めたものとする。

- (1) 運営及び活動に要する経費の助成
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) まちづくりに関する学習の支援
- (4) まちづくりに関する専門家の派遣
- (5) その他市長が必要があると認めた支援

2 条例第15条第2項に規定するテーマ型まちづくり協議会の認定を受けようとする者への支援は、次のうち市長が必要があると認めたものとする。

- (1) まちづくりに関する情報の提供
- (2) まちづくりに関する学習の支援
- (3) まちづくりに関する専門家の派遣
- (4) その他市長が必要があると認めた支援

(テーマ型まちづくり協議会の認定申請)

法によるものとする。

(まちづくり計画の提案)

第12条の2 条例第11条第1項の規定によるまちづくり計画の提案は、まちづくり計画提案書(第1号様式の2)により行うものとする。

第15条から第18条まで 削除

計画の名称変更

条例第15条(テーマ型まちづくり協議会への支援等)の削除に伴い、削除するもの

第16条 条例第15条第3項の規則で定める申請は、テーマ型まちづくり協議会認定申請書(第2号様式)により行うものとする。

(テーマ型まちづくり協議会の認定の告示内容)

第17条 条例第15条第4項の規定による告示の内容は、次のとおりとする。

(1) テーマ型まちづくり協議会の名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 認定年月日

(3) その他必要な事項

(テーマ型まちづくり計画の提案)

第17条の2 条例第16条第1項の規定によるテーマ型まちづくり計画の提案は、テーマ型まちづくり計画提案書(第2号様式の2)により行うものとする。

(テーマ型まちづくり計画の提案に係る署名)

第18条 テーマ型まちづくり協議会の代表者は、条例第16条第1項の規定により提案を行うときは、テーマ型まちづくり計画の内容に賛同する市内に住所を有する18歳以上の者の50分の1以上の連署による署名簿を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、当該署名簿の提出があった日から20日以内に審査を行い、次に掲げる事項を決定するものとする。

(1) 市内に住所を有する18歳以上の者の総数 直前の1月1日付け地区別年齢別性別人口統計による数

(2) 提案に必要とされる署名の数 前号の総数を基に算出した数

(3) 署名の効力の判定 当該署名簿の提出があった日の住民基本台帳に基づく有効・無効の判定

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その日から7日間、指定した場所において当該署名簿を縦覧に供しなければならない。

4 前項の署名簿の縦覧の期間、場所その他必要な事項について、市長は、あらかじめこれを告示し、かつ、公衆の見やすい方法によりこれを公表しなければならない。

5 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、前項の縦覧期間内に市長に異議を申し出ることができる。

6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合は、その申出を受けた日から14日以内に当該異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、正当であると決定したときは、第2項第3号の判定を修正し、直ちにその旨を申出人に通知し、併せてこれを告示し、正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

7 市長は、第5項の規定による異議の申出がないとき又は前項に規定するすべての異議についての決定をした

ときは、その旨及び提案に係る署名簿の有効な判定の総
数等をテーマ型まちづくり協議会の代表者に通知する
とともに、併せてこれを告示しなければならない。